

所得金額の求め方

<所得要件> 父母または父母に準ずる者のそれぞれの1年間の所得（給与所得は給与収入額から規定の必要経費を控除した額。給与所得以外の所得は所得税法により算出する総所得金額。）の合計額から規定の特別控除額を控除した金額が基準額以下であること。

給与所得者の場合 5人家族（父・母・大学生・高校生・祖母）の例

家族	職業等	収入等種別	収入額	特別控除額
父	会社員	給与収入	850万円	
母	パート従業員	給与収入	100万円	
本人	県立高等学校	大学入学予定		67万円
弟	県立高等学校	自宅通学		19万円
祖母	無職(障害あり)	年金収入	80万円	99万円

- ①父母の所得額の合計額（給与所得なので、裏面《表2》により算出された額を控除）
 [父の所得額] 給与収入(850万円) - 必要経費(478万円 = $850 \times 0.3 + 223$) = 372万円
 [母の所得額] 給与収入(100万円) - 必要経費(100万円全額) = 0円
- ②特別控除額（裏面《表3》の該当箇所の合計金額を控除）
 本人(大学入学予定)67万円 + 弟(公立高校在学)19万円 + 祖母(障害者)99万円 = 185万円

① - ② = 187万円 ⇒ 「所得基準額表(下記《表1》)」により
5人世帯 344万円以下となり、申請可能となります。

給与所得者以外(自営業等)の場合 3人家族（父・本人・妹）の例

家族	職業等	収入等種別	所得額または収入額	特別控除額
父	自営業	営業所得	所得額330万円	49万円
本人	国立大学生	自宅外通学		72万円 + 授業料 54万円
妹	私立高等学校	自宅通学		33万円

- ①父母の所得額の合計額（給与所得ではないので、所得税法により算出する総所得金額）
 [父の所得額] 営業所得(330万円) = 330万円
- ②特別控除額（裏面《表3》の該当箇所の合計金額を控除）
 父子世帯49万円 + 本人(国立大学在学)126万円 + 妹(私立高校在学)33万円 = 208万円

① - ② = 122万円 ⇒ 「所得基準額表(下記《表1》)」により
3人世帯 295万円以下となり、申請可能となります。

《表1》 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	所得基準額	世帯人員	所得基準額
1人	1,600,000円	6人	3,620,000円
2人	2,540,000円	7人	3,800,000円
3人	2,950,000円	8人以上	3,980,000円 (1人増す毎に、これに 180,000円を加算する。)
4人	3,200,000円		
5人	3,440,000円		

《表2》 給与所得者の必要経費

年間収入金額	控除額
329万円未満の場合	年間収入額の全額
329万円以上400万円以下の場合	年間収入額×0.2+263万円
400万円を超え878万円以下の場合	年間収入額×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

《表3》 特別控除額

特別の事情	特別控除額		
世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯	490,000円	
	(2) 就学者のいる世帯	小学校児童1人につき 90,000円	
		中学校児童1人につき 170,000円	
		国・公立高等学校生徒1人につき (自宅通学) 190,000円 (自宅外通学) 410,000円	
		私立高等学校生徒1人につき (自宅通学) 330,000円 (自宅外通学) 540,000円	
		国・公立高等専門学校生徒1人につき (自宅通学) 280,000円(第1学年から第3学年) (自宅通学) 400,000円(第4学年、第5学年及び専攻科) (自宅外通学) 500,000円(第1学年から第3学年) (自宅外通学) 620,000円(第4学年、第5学年及び専攻科)	
私立高等専門学校生徒1人につき (自宅通学) 540,000円(第1学年から第3学年) (自宅通学) 660,000円(第4学年、第5学年及び専攻科) (自宅外通学) 760,000円(第1学年から第3学年) (自宅外通学) 880,000円(第4学年、第5学年及び専攻科)			
(3) 障がい者のいる世帯	障がい者1人につき 990,000円		
	(4) 長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額	
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、710,000円を限度とする。	
	(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将来長期に渡って支出増又は収入減になると認められる年間金額	
	奨学資金の貸与を受ける者を対象とする控除	(1) 大学に入学したとき奨学資金の貸与を受けようとする者	670,000円
		(2) 大学に在学する者	国・公立大学(自宅通学)280,000円に授業料年額を加えた額 (自宅外通学) 720,000円に授業料年額を加えた額 私立大学(自宅通学)440,000円に授業料年額を加えた額 (自宅外通学) 870,000円に授業料年額を加えた額